三重県土地家屋調査士会
各 種 委 員 会 規 則

（目　的）

第１条　三重県土地家屋調査士会会則第54条に基づき、各部に属する資料の収集及びこれに必要な調査研究を行うことを目的とする。

（委員の選任）

第２条　委員は会長が調査士会員の内から任命する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、就任後第二回目に開かれる定時総会の終結のときまでとする。

２　委員に欠員を生じたとき、増員の必要があるときは、第２条により会長が任命する。ただし、その者の任期は他の委員の任期と同一とする。

（委員会の構成）

第４条　委員会は、各部所属の理事及び選任された委員をもって構成する。

２　委員の数は10名以内とする。

３　委員会に委員長、副委員長を置く。

（委員長・副委員長の任務）

第５条　会長は委員会を招集し、委員長はこれを統轄する。

２　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員会の運営）

第６条　委員会がその任務遂行のため必要あるときは、委員長名をもって調査士会の意見を求め、又は協力を要請することができる。

２　会長は、委員会活動に資するため必要な資料を提出することができる。

（報告の義務）

第７条　委員長は、会長の要請に基づき左の各号を報告しなければならない。

一　委員会の審議の進捗状況及びその結果

二　会長が特に必要とする事項

三　委員会が建議することを必要とした事項については、理由を付した書面により会長に提出するものとする。

（委員以外の者の出席）

第８条　会長及び副会長、又は会長及び委員会の要請があった者は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（制限規定）

第９条　会長は、いつでも委員会の運営につきその方針を指示し、又審議の経過について中間報告を求めることができる。

２　委員会が経費を伴う活動を行うには、事業計画及び予算の範囲内で行わなければならない。

３　委員会は、案件に関係ある予定外の活動を行う必要がある場合は、予めその内容及び経費につき会長の承認を受けなければならない。

附　　則

１　この規則は昭和52年７月１日より施行する。

２　この規則の変更は理事会が定める。

附　　則

１　この規則は平成15年８月９日より施行する。